

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

令和※※年※※月※※日

奈良県知事 殿

申請者 〒 630-8501

住 所 奈良県奈良市登大路町※番地※号

氏 名株式会社 ○○開発
代表取締役 奈良 一郎

（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

電話番号 0742-※※-※※

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、
産業廃棄物収集運搬業
の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて
産業廃棄物処分業
申請します。

許可の年月日及び許可番号	令和※※年※※月※※日 第029※※※※※※※号
収集運搬業・処分業の区分	収集運搬業
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む)及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分する方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること)	積替え・保管を含まない 1、廃プラスチック（石綿含有産業廃棄物を含む） 2、紙くず 3、木くず <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">※現在の許可内容を記入してください。</div>
変更の内容	金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を含む） がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）の追加 ※追加する廃棄物の品目名を記入してください。
変更理由	事業拡大のため ※変更の理由を具体的に記入してください。
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	余白
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	余白
※事務処理欄	

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号	都道府県・市区名	許 可 番 号

申請者(個人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
---------------	---------	------------

※必ず本名とふりがなを記入してください。
※外国人の方は住民票に記載されている氏名とふりがなを、本籍欄には国籍を記入してください。

(法人である場合)	
(ふりがな) 名 称	住 所
まるまるかいほつ 株式会社 ○ ○ 開 発	奈良県奈良市登大路町※番地※

法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所

(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称	住 所	

役員(法定代理人が法人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

法第14条第5項第2号ニに規定する役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
なら いちろう 奈良 一郎	S30.3.3 代表取締役	大阪府大阪市中央区△△町1番地 奈良県奈良市□□町2番地
○○ ○○ △△ △△ (□□ □□)	S35.5.5 取締役	◇◇ 大阪府東大阪市□町2番地

※登記簿謄本に記載されている役員全員(監査役も含む)について正確に記入してください。
※必ず本名とふりがなを記入してください。
※外国人の方は住民票に記載されている氏名とふりがなを、本籍欄には国籍を記入してください。

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	ふりがな 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割合	本籍 住所
※申請者が法人の場合に、株主・出資者について正確に記入してください。				

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

ふりがな 氏名	生年月日	本籍 住所	役職名・呼称
※①支店の代表者、②廃棄物の運搬・処理に係る契約を締結する権限を有する者について 正確に記入してください。 ※必ず本名とふりがなを記入してください。 ※外国人の方は住民票に記載されている氏名とふりがなを、本籍欄には国籍を記入してください。			

備考
1 ※欄は記入しないこと。
2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、変更のあった者をすべて記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
3 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄